

袖ヶ浦市入札予定価格の事前公表に係る取扱要領

平成27年2月2日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市が発注する工事等（建設工事又は製造の請負、建設工事に関連する業務委託、土木施設維持管理業務委託）に係る入札について、透明性を高め、公正な入札・契約手続きを推進するため、入札予定価格を事前公表するものとし、その取扱について必要な事項を定める。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、設計金額にかかわらず、入札により契約を締結しようとする案件とする。ただし、工事等の内容により、仕様書による発注の場合は、この限りでない。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札予定価格（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 入札予定価格（消費税及び地方消費税を除く）

(公表の方法)

第4条 公表の方式その他の必要事項は、次のとおりとする。

- (1) 公表方式は、入札公告、指名通知書の中で入札予定価格を明示することにより行うものとする。
- (2) 事前公表を行なった入札のうち、設計金額が200万円を超える建設工事又は製造の請負、設計金額が150万円を超える建設工事に関連する業務委託については、工事費等内訳書（単価表を除く）の提出を義務付けるものとする。

なお、工事費等内訳書を提出しない者の入札は、これを無効とする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降の入札から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降の入札から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日以降の入札から実施する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降の入札から実施する。